

◆◆◆変更届(業務上取扱者)の手引き◆◆◆

◎ 提出部数：1 部（写しを取って控えを保管してください。）

◎ 届書の提出先：

名 称	所 在 地
寝屋川市健康部保健総務課 (寝屋川市保健所) 薬事担当	寝屋川市池田西町 28 番 22 号 (保健福祉センター 2 階) 電話 072-829-7771

1 変更届について

次の事項について変更が生じた場合、変更内容を明記又は証明する書類を添えて速やかに届出を行う必要があります。（毒物及び劇物取扱法第 22 条）

- (1) 氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）
- (2) シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物劇物の品目
- (3) 事業所の名称、所在地

※ 次の事項については変更届を提出する必要がありません。

- (1) 法人の代表者役職名及び代表者氏名に変更が生じた場合
- (2) 引越し又は婚姻等により、毒物劇物取扱責任者の住所又は氏名に変更が生じた場合

2 変更届に必要な書類

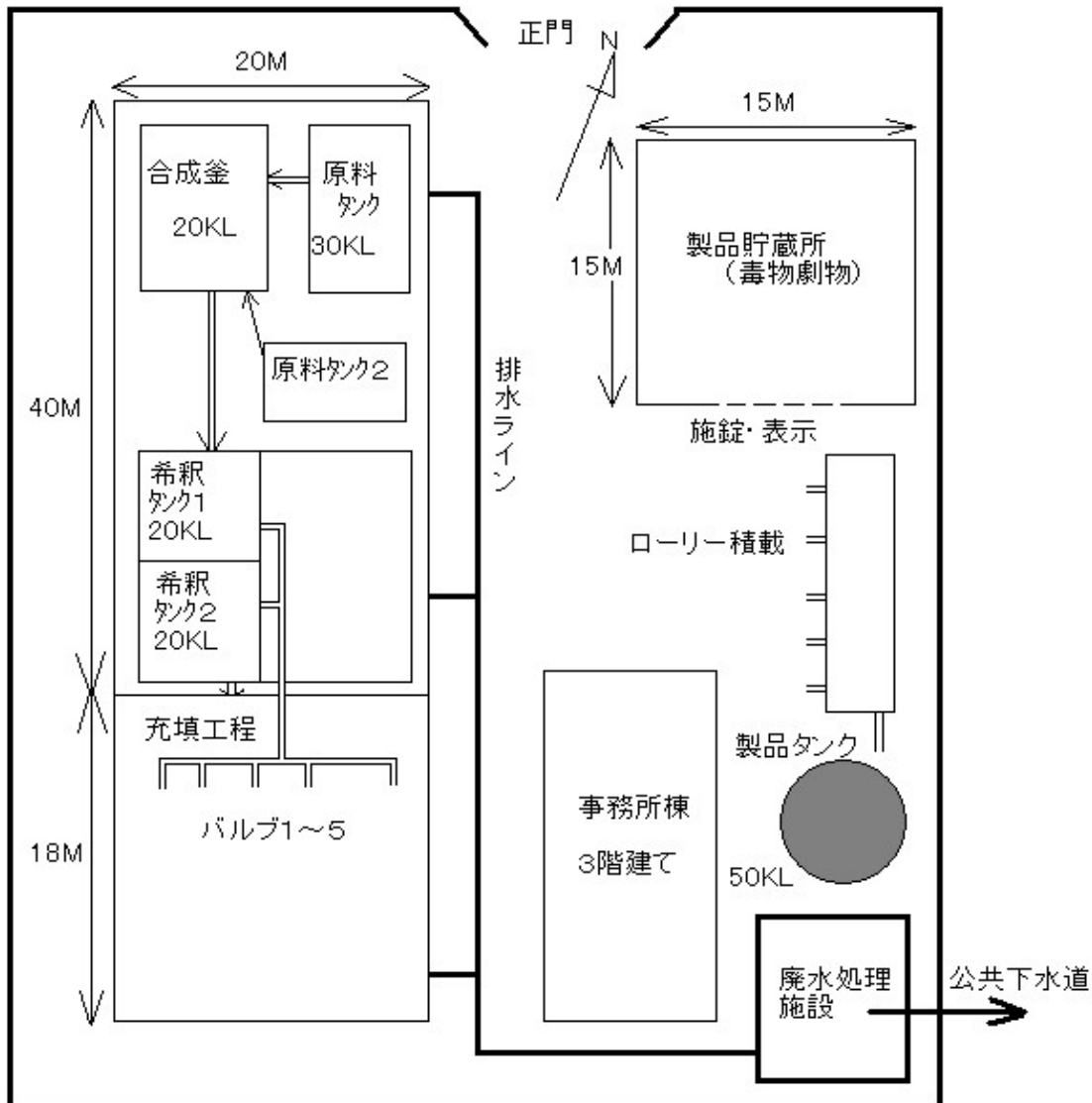
- (1) 変更届（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第 19 号様式の(1)）
- (2) 変更事項に対応する書類（添付書類は次の表を参照してください。）

変更事項	添付書類
① 氏名又は住所（法人にあってはその名称又は主たる事務所の所在地）	○法人にあっては、登記事項証明書 個人にあっては、戸籍謄本又は戸籍抄本 (個人は氏名変更時のみ) (注)発行日より 6 か月以内 のもの(写し可* 3)
② シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物又は劇物の品目	なし
③ 事業場の名称	なし
④ 事業場の所在地	○事業場の平面図*1 ○毒物劇物保管場所の概要*2

運送業者の場合、運搬車両が変更している場合は、その写真

* 1 事業場の平面図

【平面図記載例】



* 2 毒物劇物保管場所（毒物劇物運搬車両）の写真

- (1) 毒物劇物保管場所にあつては施錠及び「医薬用外毒物、劇物」の表示が確認できるもの。
- (2) 毒物劇物運搬車両にあつては、0.3メートル平方の板に地を黒色、文字を白色として「毒」と表示した標識及び「医薬用外毒物、劇物」の表示及び名称・成分の表示が確認できる車両毎の車体前後の写真。

* 3 写しを提出する場合、以下の(1)~(3)の事項を写しの余白部分等へ記載して申請者が証明を行い、当該原本証明がなされたものを提出してください。

【記載事項】

- (1) 当該写しが原本と相違ない旨
- (2) 原本証明を行った年月日
- (3) 証明者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

なお、添付した証書等の写しの内容に疑義がある場合は、原本の確認を求めることがあります。

3 変更届（毒物劇物業務上取扱者）の記載上の留意点

- (1) 事業場種類欄には、次の政令で定める事業の区分により当てはまる数字を記載すること。

- ア 令第41条第1号に規定する事業（電気めっきを行う事業）
- イ 令第41条第2号に規定する事業（金属熱処理を行う事業）
- ウ 令第41条第3号に規定する事業（毒物劇物の運送の事業 ※注）
- エ 令第41条第4号に規定する事業（しろありの防除を行う事業）

※注 最大積載量が5,000キログラム以上の自動車若しくは被牽引自動車（以下「大型自動車」という。）に固定された容器を用い、又は内容積が厚生労働省令で定める量以上の容器を大型自動車に積載して行う毒物又は劇物の運送の事業

- (2) 取扱品目欄には、電気めっき業及び金属熱処理業にあつては、無機シアン化合物名又は無機シアン化合物を含有する製剤名を、運送業にあつては、施行令別表第2の23品目のうち取り扱う品目を、しろあり防除業にあつては砒素化合物名又は砒素化合物を含有する製剤名を記載すること。

なお、取扱品目が多くてこの欄に書けない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

- (3) 変更内容は、変更前後の内容がはっきりわかるように記載すること。
- (4) 変更年月日は、現に変更のあった日を記載すること。
- (5) 届出年月日は、提出日を記載すること。
- (6) 住所、氏名並びに事業場の名称及び所在地は、以前に提出した業務上取扱者届出書に記載したとおり記載すること。

ただし、住所又は所在地に住居表示変更があつた場合には、新しい住居表示を記載し、その旨を備考欄に明記すること。

4 書類の省略について

- (1) 省略ができる添付書類と条件

ア 登記事項証明書

- (ア) 薬局又は店舗販売業の許可を有している者または許可申請中の者が、寝屋川市内で新たに毒物劇物業務上取扱者の届出を行う場合
- (イ) 毒物劇物販売業の登録を受けている者又は毒物劇物業務上取扱者の届出を行っている者が、寝屋川市内で新たに毒物劇物業務上取扱者の届出を行う場合
- (ウ) 毒物劇物業務上取扱者の届出を行っている者が、同じ場所で毒物劇物業務上取扱者の届出の種類を変えて届出を行う場合

※ただし、内容に変更がない場合に限る

イ 毒物劇物取扱責任者設置届の添付書類

(資格を証する書類、診断書、雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類)

- (ア) 毒物劇物販売業の登録を受けている者が、同じ場所で新たに毒物劇物業務上取扱者の届出を行う場合

※毒物劇物取扱責任者が毒物劇物販売業と同一の者の場合

- (イ) 毒物劇物販売業及び毒物劇物業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者が異動により、寝屋川市内の同一経営者の新たな毒物劇物業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者になった場合(雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類は要)

(2) 添付書類を省略する場合の届出書の備考欄への記載

(記載例)

ア 本届出に係わる添付書類(〇〇〇〇〇)は毒物劇物販売業(第〇〇〇〇〇号)の申請書(変更届)に添付済み。

イ 本届出に係わる添付書類(〇〇〇〇〇)は〇年〇月〇日届出の毒物劇物業務上取扱者の届書に添付済み。

別表第2(毒物及び劇物取締法施行令第42条関係)

- ・黄燐
- ・四アルキル鉛を含有する製剤
- ・無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
- ・弗化水素及びこれを含有する製剤
- ・アクリルニトリル
- ・アクロレイン
- ・アンモニア及びこれを含有する製剤
(アンモニア 10%以下を含有するものを除く)で液体状のもの
- ・塩化水素及びこれを含有する製剤
(塩化水素 10%以下を含有するものを除く)で液体状のもの
- ・塩素
- ・過酸化水素及びこれを含有する製剤
(過酸化水素 6%以下を含有するものを除く。)
- ・クロルスルホン酸
- ・クロルピクリン
- ・クロルメチル
- ・硅弗化水素酸
- ・ジメチル硫酸
- ・臭素
- ・硝酸及びこれを含有する製剤
(硝酸 10%以下を含有するものを除く)で液体状のもの
- ・水酸化カリウム及びこれを含有する製剤

(水酸化カリウム 5 %以下を含有するものを除く)で液体状のもの

- ・水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤

(水酸化ナトリウム 5 %以下を含有するものを除く)で液体状のもの

- ・ニトロベンゼン

- ・発煙硫酸

- ・ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤

(ホルムアルデヒド 1 %以下を含有するものを除く)で液体状のもの

- ・硫酸及びこれを含有する製剤 (硫酸 10%以下を含有するものを除く)で液体状のもの

記載例

毒物及び劇物取締法施行規則 別記第 19 号様式の(1) (第 18 条関係)

(毒物劇物業務上取扱者)

		変 更 届	
事 業 場	種 類	令第 4 1 条第 ○ 号に規定する事業	
	名 称	△△ 株式会社	
	所 在 地	〒○○○ - ○○○○ 大阪府寝屋川市本町○番○号 (電話 ○○○-○○○-○○○○)	
取 扱 品 目			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	届出者の氏名	○○株式会社	△△株式会社
	届出者住所	寝屋川市本町○番○号	東京都○○区○○町○番○号
	事業場の名称	○○株式会社	△△株式会社
変 更 年 月 日		○○年 △△ 月 □□ 日	
備 考			

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

提出日を記載

住所 〒△△△ - △△△△

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

東京都○○区○○町○番○号

氏 名 △△株式会社

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代表取締役 ○○ ○○

変更後の内容を記載

法人の場合は登記された本店の所在地、商号及び代表者役職名、氏名を記載

寝屋川市長 様

【連絡先】 TEL ○○○-○○○-○○○○
担当者 ○○ ○○